

議案第 54 号

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 3 月 4 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 (平成25年4月1日における号給の調整)
平成25年4月1日において31歳以上38歳未満の職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日において給与条例第10条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に1号給の範囲内の号給を加えたものとする。